

寒川町地域防災計画の改定内容一覧

【追加】 新たに対策項目、内容を追加したもの（素案の赤字）

【変更】 対策を変更したもの（素案の青字）

第1編 総則

第1節 計画の目的	<p>【追加】「第2 計画推進の考え方」において、自助・共助・公助の連携を記載した。</p> <p>【追加】「第3 計画の構成」において、各編・章の概要を表にまとめた。</p>
第2節 自然的・社会的条件	<p>【追加】「第1 自然的条件」において、これまでに発生した災害履歴を地震と風水害に区分して記載した。</p>
第3節 災害の想定	<p>【変更】「第1 地震災害」において、地震災害の想定の内容を県が平成21年3月に調査公表したデータから、平成27年3月に調査公表したデータに変更した。</p> <p>【変更】「第2 風水害等」において、50年確率の想定雨量であったものを、最大規模の降雨による浸水想定に変更し、さらに、その他の災害も想定することを追加した。</p>
第4節 計画の推進主体とその役割	<p>【追加・変更】「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱（公助）」において、神奈川県地域防災計画に準拠して、町に関係する機関の追加、機関の名称の変更、業務の変更を行った。</p> <p>【追加・変更】「第2 町民及び自主防災組織の責務（自助・共助）」において、自主防災組織の追加、内容の充実を行った。</p>
第5章 防災組織	

第2編 地震災害対策

第1章 災害に強い組織・ひとづくり	<p>【変更】災害時応急活動事前対策のうち、自助・共助に関する対策を1つの章にとりまとめた。</p>
第1節 防災知識の普及・啓発	<p>【追加】「第1 町民への普及・啓発」において、普及・啓発事項を追加した。</p> <p>【追加】「第4 町職員への普及・啓発」「第5 事業所従業員への普及・啓発」を追加した。</p>
第2節 地域防災力の向上	<p>【追加】「第1 自主防災活動の推進」において、自主防災組織への補助金の交付等の支援を追加した。</p> <p>【追加】「第3 地区防災計画の策定」として、災対法改正により実施が定められた地区居住者等が定める地区防災計画の策定等について追加した。</p>
第3節 家庭等での備え	<p>【追加】家庭で行う災害対策として、家庭内の安全、備蓄、行動の確認を追加した。</p>
第4節 要配慮者への支援体制の構築	<p>【追加】「第1 避難行動要支援者の支援対策」において、災対法により定められた地域防災計画に記載すべき事項（対象者の範囲、避難支援関係者等）を追加した。</p> <p>【追加】「第2 社会福祉施設等の対策」において、災害時の園児保護のための対策等を追加した。</p>

第5節 防災訓練の実施	【変更】地域の訓練、総合防災訓練、各施設の訓練に区分し、内容を充実させた。
第6節 災害時ににおける自助・共助	【追加】災害時に自助、共助として行う対策について、町民が事前に把握し、災害発生時に行動できるよう、行動を記載した。
第2章 都市の安全性の向上	
第1節 市街地等の整備	【変更】「第1 市街地の整備」において、優良建築物等整備事業を記載していたが、都市計画マスタープランで定めた土地区画整理事業、地区計画による居住環境整備に変更した。
第2節 ライフラインの安全対策	【変更】「第3 電気、ガス、電話・通信サービス等」において、神奈川県地域防災計画に準拠し、事業者の行う対策事項を充実させた。
第3節 危険物等施設の安全対策	
第4節 建築物等の安全確保対策	【追加】「第1 建築物の耐震化の促進」において、耐震診断が義務付けられる民間の大規模建築物の耐震化を追加した。また、建築物本体だけでなく、家具等の安全対策を追加した。
第3章 災害時応急活動事前対策	
第1節 情報の収集・供給体制の充実	【変更】「第1 情報の収集・提供体制の充実」において、現状システムにおける課題の分析、技術動向の分析、通信メディアの検討等の抽象的な対策を記載していたが、運用体制の構築、メール、SNSの活用等、具体的な対策に内容を変更した。 【追加】報道機関等との協力体制、研修訓練の実施を追加した。
第2節 災害対策本部機能の強化	【追加】「第2 業務継続体制の確保」として、事業継続計画（BCP）の策定、自家発電設備、燃料の備蓄等の対策を追加した。 【追加】「第3 災害対策本部室の代替機能の整備等」として、役場被災時の代替機能の整備を追加した。
第3節 救助、救急、消火体制の整備	【追加】「第3 広域連携体制の構築」として、茅ヶ崎市消防本部との消防広域化に伴い、組織、業務、車両、災害時の連携について追加した。 【追加】「第4 消防団活動等における連携」として、消防広域化に伴う消防団活動、消防水利の整備等の連携、分担について追加した。
第4節 警備、救助対策	【追加】県地域防災計画に準拠して、警察の行う対策について追加した。
第5節 避難対策	【追加】「第1 広域避難場所の確保及び整備」において、災対法の規定にあわせて、広域避難場所の指定と周知、標識の整備について追加した。 【追加】「第2 避難所の運営管理体制の整備」に、ペット対策を追加した。 【追加】「第3 要配慮者対策」において、要配慮者の搬送体制の構築、災対法・水防法に基づく要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等について追加した。 【追加】「第4 帰宅困難者対策」において、帰宅困難者を受入れる一時滞在施設の確保を追加した。

第6節 飲料水、食料、生活必需品等の供給体制の整備	<p>【追加】「第2 飲料水確保体制の整備」において、耐震性貯水槽の整備、県営水道との連携強化を追加した。</p> <p>【追加】「第3 物資供給体制の整備」として、協定事業者との情報連絡体制の整備、物流事業者と連携する等の物資受入体制の整備を追加した。</p> <p>【追加】「第4 研修・訓練の実施」として、給水訓練、物資受入訓練を行うことを追加した。</p>
第7節 医療救護、防疫対策	<p>【追加】「第2 応急手当能力の向上」として、町民の応急手当能力を向上させることを追加した。</p>
第8節 文教対策	<p>【追加】「第1 学校等における防災体制の整備」として、教員の研修、学校で行う安否情報の連絡、児童・生徒のための備蓄を追加した。</p>
第9節 緊急輸送対策	<p>【追加】「第2 緊急車両の確保等」において、燃料の確保を追加した。</p> <p>【追加】「第3 災害の拡大防止」として、緊急輸送道路確保のため、空家対策を行うことを追加した。</p>
第10節 建築物対策	
第11節 廃棄物等処理対策	<p>【追加】収集業者との協定締結、仮置場の指定、仮設トイレの確保、関係機関との連携、訓練等、災害廃棄物処理の対策を追加した。</p>
第12節 ライフラインの応急復旧対策	
第13節 広域応援体制等の拡充	<p>【追加】「第4 災害ボランティア活動の充実強化」において、コーディネーター等の人材の育成を行うことを追加した。</p>
第4章 災害時応急活動対策	
第1節 災害対策本部等の組織体制	<p>【変更】災害対策本部組織において、現行の町組織に準じて部班編成を変更した。また、災害対策本部事務分掌の見直しを行った。</p> <p>【追加】「第2 災害対策本部等の設置、運営」において、茅ヶ崎市消防本部との連携を記載した。</p> <p>また、庁舎の点検、非常電源の燃料確保等、本部機能等の維持を追加した。</p>
第2節 災害情報の収集及び伝達	<p>【追加】「第2 被害情報の収集・報告」において、国の要領、上位計画等で定められている行方不明者情報、消防庁への直接の報告、異常現象の通報義務を追加した。</p> <p>【追加】「第4 災害広報」において、手段として報道発表、携帯用防災情報、SNS、ホームページ、LINE 公式アカウントを追加した。</p>
第3節 救助、救急、消火及び医療救護活動	<p>【追加】「第1 救助、救急、消火活動」において、消防体制として、消火・救助・救急活動の方針、建設重機の応援要請、惨事ストレス対策、町民が行う初期消火や救出等の活動を追加した。</p> <p>【変更】「第1 救助、救急、消火活動」において、現行では平常時対策が記載されていたが、災害時の活動について記載した。</p> <p>【変更】「第2 医療救護活動」において、現行では「町及び医師会の医療救護班をして対処する」との記載であったが、保健師班の編成、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議による調整、保健医療活動チームの派遣要請、避難所の医療救護所・町内受入可能医療機関での軽症者対応等の内容に変更し、対応を明確にした。</p>

	<p>【追加】医療機能低下のため診療を受けられない一般の傷病者、人工透析・難病患者への対応、血液製剤の確保を追加した。</p>
第4節 避難対策	<p>【追加】「第1 避難の基本」として地震時の避難の流れを整理した。</p> <p>【変更・追加】「第3 避難誘導等」において、現行計画は、町、警察が主体に危険箇所の表示、縄張り、照明器具等を使い避難誘導することとしていたが、自主防災組織等の地域が主体となり誘導することとし、さらに、避難行動要支援者の安否確認、支援も行うことを追加した。</p> <p>【追加】「第5 避難所の運営」においては、近年の災対法改正、その他さまざまな教訓を取入れ、男女をはじめとする配慮、外部支援者との連携、各種スペースの確保、防犯、要配慮者対応等を記載した。</p> <p>【追加】「第6 広域避難」においては、県の代行措置を追加した。また、災対法の定めにより行う「第7 警戒区域の設定」の規定を追加した。</p> <p>【追加】「第9 外国人対策」を追加した。</p>
第5節 保健衛生、防疫及び遺体対策	<p>【追加】「第1 保健衛生」において、保健師等による避難所の巡回等で被災者の健康管理を行うことを追加した。</p> <p>【追加】「第3 遺体対策等」において、町が資機材を確保すること、検視・調査、身元確認、遺体の引き渡しを追加した。</p>
第6節 飲料水、食料、生活必需品等の調達及び供給	<p>【追加】「第1 飲料水の調達及び供給」において、給水活動の内容が理解できるように、需要把握、給水資器材確保、給水計画の作成、病院等への優先給水等を追加した。</p> <p>【変更】「第2 食料、生活必需品等の調達及び供給」において、食料は、町が米穀等を確保し炊き出しで供給するとなっていたが、協定先からの確保、救援物資、自衛隊の炊き出し要請で行うことに変更した。炊き出しは、避難所運営委員会が主体となって行う活動と位置付けた。</p> <p>【追加】「第2 食料、生活必需品等の調達及び供給」において、アレルギー等への配慮、避難所以外の被災者にも供給することを追加した。また、物資集積場所を町民センターに開設、大量に物資を集積する場合の民間物流事業者への委託、町が救援物資を受入れる対応方針等、災害教訓に基づく対策を追加した。</p>
第7節 文教対策	<p>【変更】「第1 児童・生徒の安全確保」において、災害時に児童・生徒を直ちに帰宅させることになっていたが、危険なため保護者へ引き渡すことに変更した。</p> <p>【追加】「第1 児童・生徒の安全確保」において、避難所開設時に学校と避難所従事職員、自主防災組織等が連携することを追加した。</p> <p>【追加】「第4 文化財の保護」として被害把握、復旧について追加した。</p>
第8節 緊急輸送	<p>【追加】「第1 交通の確保」において、道路管理者が放置車両を移動できることを追加した。</p> <p>【追加】「第2 緊急輸送」においては、規制除外車両の確認、ヘリコプターの臨時離着陸場の確保を追加した。</p>
第9節 災害警備活動	<p>【変更】「第1 警備・救助対策」において、警察の警備体制を神奈川県地域防災計画に準拠して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合等を追加した。</p>

	【追加】「第2 被災地の防犯」として、避難所及び無人化した被災地の防犯対策を追加した。
第10節 ライフラインの応急復旧活動	
第11節 災害廃棄物等の処理対策	【追加】災害廃棄物処理の節を追加した。内容は「寒川町災害廃棄物処理計画」に定めたものである。
第12節 広域応援体制	【追加】応援として「第2 消防の広域応援」「第4 事業者・団体等への協力要請」を追加した。 【追加】「第3 自衛隊の災害派遣要請」において、町から部隊へ通知する手続を追加した。 【追加】「第5 受援体制」において、災害教訓、国ガイドラインに基づき、受援調整、応援者への支援を追加した。
第13節 災害ボランティア活動支援	【追加】現行計画は、ボランティア活動への支援に努めるとの記載であったが、ボランティアセンターの設置、運営、情報発信、受入れ等具体の対策を追加した。
第14節 災害救助法の適用事務	
第15節 二次災害の防止	【追加】「第2 危険度判定」において、対策の具体がわかるよう体制、調査の内容を追加した。 【追加】「第3 環境対策」として、アスベスト対策、放射性物質のモニタリングを追加した。 【追加】「第5 空家等による二次災害等の防止」として、管理されていない空家への緊急措置を追加した。
第16節 被災生活の支援	【追加】「第1 住家の被害認定調査及び罹災証明の交付」において、被害認定調査を行うことを追加した。また、調査から罹災証明交付までの流れ、内容を追加した。 【追加】「第3 応急仮設住宅」において、建設型に加え、災害救助法改正により賃貸型の仮設住宅を供給することを追加した。 【追加】災対法改正により町が行う「第5 被災者台帳の作成」、「第6 被災者の支援」において、安否情報の提供を行うことを追加した。
第5章 復旧・復興対策	
第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画	【廃止】「東海地震に係る事前対策」として、気象庁の東海地震に関する情報に基づき、警戒宣言が発令された場合の対策を記載していたが、当該情報の運用が停止され、実効性がなくなったため計画を削除した。 【追加】気象庁から南海トラフ地震発生後に、後発地震に備えるための情報が発表されることとなり対応が必要となった。さらに、町は南海トラフ地震に関する地震防災対策推進地域に指定されているため、推進計画を策定する必要がある。そのため、当該計画を地域防災計画の一部として追加した。 なお、記載事項は、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において定めている、「市町村地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項」として掲げられた項目である。

第3編 風水害等対策

第1章 災害に強いまちづくり	【変更】地震災害対策と共通の対策は、そちらを参照するものとして風水害対策のみに特化した記載とした。
第1節 避難の確保対策	【追加】「第2 施設の避難及び浸水対策」において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、訓練の実施、大規模工場の浸水防止計画の作成を追加した。
第2節 治水対策	【追加】「第2 下水道の整備」において、整備を雨水管理総合計画に基づき行うこと、マンホールの浮上対策等を追加した・
第2章 災害時応急活動事前対策	【変更】地震災害対策と共通の対策のため、準用する旨の記載のみとした。
第3章 災害時の応急活動	(地震災害対策と異なる部分のみを記載。その他は地震災害対策を準用する。)
第1節 災害対策本部等の組織体制	
第2節 情報の収集・伝達・広報	【追加】「第1 気象情報等の収集・伝達」において、気象情報（全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報、竜巻注意情報、火災気象通報、水位情報の周知等）を追加した。 【追加】「第1 気象情報等の収集・伝達」において、避難情報に警戒レベルを付加して発表する旨を追加した。
第3節 水防、救助、救急及び医療救護活動	
第4節 避難対策	【追加】「第1 避難の基本」として風水害時の避難の流れを整理した。 【追加】「第2 自主避難」において、事前避難のために、先行して開設する一時避難場所、広域避難場所を明記し、事前避難の際の食料、生活必需品は避難者が持参することを記載した。 【追加】「第3 避難指示等の発令」において、国の避難情報等に関するガイドラインに基づき、避難指示等の発令基準を記載した。 【変更】次のように避難情報の名称を変更した。（全編にわたり対応） 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（避難勧告は廃止）
第5節 保健衛生、防疫及び遺体対策	
第6節 飲料水、食料、生活必需品等の調達及び供給	
第7節 文教対策	
第8節 緊急輸送	
第9節 災害警備活動	
第10節 ライフラインの応急復旧活動	
第11節 災害廃棄物等の処理対策	

第12節 広域応援体制	
第13節 災害ボランティア活動支援	
第14節 災害救助法の適用事務	
第15節 被災生活の支援	
第4章 復旧・復興計画	

第4編 特殊災害対策

第1節 危険物等災害対策	【追加】現行計画は、町、消防、警察の措置の項目のみの記載であったが、神奈川県地域防災計画に準拠し、各機関がどのような対策を実施するのか、内容を追加した。
第2節 大規模な火事災害対策	【新規】死傷者が発生するような大規模な火事災害を想定した対策を追加した。
第3節 放射性物質災害対策	【追加】現行計画は、町、消防、警察の措置の項目のみの記載であったが、神奈川県地域防災計画に準拠し、各機関がどのような対策を実施するのか、内容を追加した。
第4節 航空機災害対策	【追加】神奈川県地域防災計画に準拠し、各機関がどのような対策を実施するのか、内容を追加した。
第5節 鉄道災害対策	【追加】神奈川県地域防災計画に準拠し、各機関がどのような対策を実施するのか、内容を追加した。
第6節 道路災害対策	【新規】多数の死傷者の発生する道路災害を想定した対策を追加した。
第7節 火山災害対策	【新規】箱根山・富士山の噴火による降灰を想定した対策を追加した。